

# 長柄ウィザーズ チーム規約

## 第1章 総則

第1条 本チームは【長柄ウィザーズ】と称する。

第2条 本チームの事務局は代表宅に置く。

## 第2章 目的

第3条 「すべては子どもたちのために」を基本理念として掲げ、常に子ども達の立場に立ち、野球を通じて子どもの成長を考え、他人の事を思いやり、喜びを分かち合える人になってもらい、野球を好きになってくれることを目的とする。

## 第3章 運営

第4条 本チームは規定（第5条）された部費を徴収して運営にあたる。但し部費不足により運営が困難な場合は、臨時の説明会を開催し話し合いのうえ徴収する。

第5条 入部金として、入部時に3,000円を支払う。但し、兄弟・姉妹が在籍している場合は、2人目以降の入部金は、2,000円とする。

2 部費は、月2,000円とする。但し、同一年度に兄弟・姉妹が2人以上在籍する場合は2人目以降の部費は1,000円とする。納入は、年6回とし、偶数月の末日までに延滞なく、代表及びスタッフに渡すこと。

第6条 部費は入部した当月から発生するものとする。部費の年度内の変更は原則行わないものとする。変更を行う場合は臨時の説明会で話し合いの上、代表の許可をもって決定とする。

第7条 練習時のユニホーム、用具などの費用は個人負担とする。

第8条 試合、遠征時の送迎に関しては、保護者への無理な協力の要請は原則無しとする。

## 第4章 入部及び退部

第9条 本チームの部員は、未就学児年長以上から小学6年生の児童を対象とする。

第10条 本チームの入部及び退部は本人の意思を尊重する。

第11条 本チームに入部するものはチーム規約に同意したのち、入部申込書を提出することにより入部と認める。退部の場合は、退部届を出した時点で退部とみなす。

第12条 引っ越し、自己都合により退部する場合は速やかに、代表に報告する。

第13条 本チームを退部する時、納期した部費（第5条）は返金しないものとする。

第14条 本チームの規約を破り、本チームの親睦や和を乱したとき（保護者も同様）は、本チームからの除名を申し付けるものとする。

第15条 他チームからの移籍の場合、移籍前の監督に確認が取れるまでは入部させないものとする。

第16条 体験入部は参加した日から1ヶ月間とし、それ以降の参加は入部希望とみなし入部とする。

第17条 都合により長期活動を休む場合は、代表と相談のうえ休部申込用紙を提出することにより休部をすることができる。期間は休部申込用紙を提出した翌日から休部を認める。その際、休部期間の部費（第5条）は徴収しないものとする。

第18条 休部期間中に練習に参加する場合は事前に代表へ相談し、認められた場合とする。

第19条 個人の理由（引っ越し等は除く）で他チームへ移籍希望の場合は代表との話し合いのうえ、決定される。

## 第5章 チーム構成

第20条 本チームのスタッフ構成は次のとおりとする。

- (1) 代表兼監督
- (2) コーチ
- (3) 事務局長
- (4) 会計・会計監査
- (5) 他、必要に応じて役職を定める

第21条 コーチは監督の活動方針に同意した人のみ、なれるものとする。その際、既存スタッフの同意がなければこれを認めないものとする。同意した後、スタッフとして参加する者は、スポーツ安全保険の加入を最低限の義務とする。

## 第6章 会計

第22条 本チームの会計年度は1月1日に始まり12月末日に締める。

第23条 会計最終年度に余剰金があるときは、説明会にて使用目的を決定する。

第24条 会計年度の収支の決算書及び領収書等すべての書類を会計監査に確認してもらい、説明会時に決算書を開示することを義務とする。

## 第7章 保険及び規則

第25条 本チームは、スポーツ安全保険の加入を義務とする。

第26条 スポーツ安全保険の加入は本チームで行い、入部時は入部金で支払い、翌年以降からは部費（第5条）から支払うこととする。

第27条 本チーム体験入部時、及び本チームの活動外で起きた過失事故においては、補償対象になら

ない。同時に本チーム及び、代表、監督、コーチに損害賠償請求を行うことはできない。

第28条 試合中、練習中及び練習場所、試合場所移動時の怪我や事故については、保険の補償範囲で対応する。本チーム及び、監督、コーチ、その他関係者に損害賠償請求を行うことはできない。

第29条 本チームの、監督、コーチ、指導協力者のスポーツ安全保険の代金は、部費（第5条）から支払うものとする。

第30条 保護者は監督、コーチの指導方針及び選手の技術指導等について関与してはならない。

第31条 試合中に審判や相手を中傷するヤジ、喧嘩等社会的なルール違反があった場合は、即刻その該当者を退場とする。その時、退場させる権限のある者は、その試合の最高責任者とする。該当者のその後のチーム活動（チーム活動諸々の参加）等は代表の判断及びスタッフ会議で決定するものとする。尚、練習時も同様の扱いとする。

第32条 本チームの規約は、必要に応じてチーム内で臨時説明会を開き、代表の許可をもって変更又は補足することができる。

## 第8章 個人情報の取り扱い

第33条 第8章にいう個人情報とは、本チーム員（代表以下全てのチーム参加者）の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他固有の情報とする。

第34条 本チーム入部時、個人情報（別紙入部申込書記入）の提出を義務とする。

第35条 本チームの連絡を図るため、保護者に電話番号は開示するものとする。

第36条 本チームに提出された個人情報は、本チーム内の必要最低限の人員により管理する。

第37条 本チームに提出された個人情報について、訴訟・調査、法律により要求された場合は、本チーム員の承諾なく、個人情報を開示できるものとする。

第38条 本チームのホームページ、その他掲示板等で活動告知をする際の画像を含む個人情報については、本チーム員の承諾なく開示・公表してはならない。

## 第9章 付則

第39条 本チームの規約は令和3年2月1日より施行する。